

官報

号外 昭和四十七年三月二十四日

○第六十八回 参議院會議録第八号

昭和四十七年三月二十四日(金曜日)

午前十時三十分開議

○議事日程 第八号

昭和四十七年三月二十四日

午前十時開議

第一 國際民間航空条約の改正に関する千九百六十二年九月十五日にローマで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

第二 國際民間航空条約の改正に関する千九百七十二年三月十二日にニュー・ヨークで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

第三 國際民間航空条約第五十六條の改正に関する千九百七十二年七月七日にウィーンで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

第四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

第五 準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 地方行政連絡会議法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 警察法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 日本放送協会昭和四十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する

昭和四十七年三月二十四日 参議院會議録第八号

る説明書

○本日の會議に付した案件

一、請暇の件

以下 議事日程のとおり

○議長(河野謙三君) これより會議を開きます。この際、おはかりいたします。

松岡克由君から海外旅行のため、来たる三十日から十二日間請暇の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よつて、許可することに決しました。

○議長(河野謙三君) 日程第一 國際民間航空条約の改正に関する千九百六十二年九月十五日にローマで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

日程第二 國際民間航空条約の改正に関する千九百七十二年三月十二日にニュー・ヨークで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

日程第三 國際民間航空条約第五十六條の改正に関する千九百七十二年七月七日にウィーンで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

日程第四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンラ

ンド共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

請暇の件 國際民間航空条約の改正に関する千九百六十二年九月十五日にローマで署名された議定書の締結について承認を求めるの件外三件

ンド共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
以上四件を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。外務委員会理事山本利壽君。

審査報告書

國際民間航空条約の改正に関する千九百六十二年九月十五日にローマで署名された議定書の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年三月二十一日

外務委員長 八木 一郎

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、國際民間航空機關の加盟國の大幅な増加にかんがみ、同機關の臨時總會の開催に必要の最小限の締約國数を現在の十から締約國總数の五分の一以上に増加するため、國際民間航空条約第四十八條を改正するものである。この議定書を締結することは、同機關の円滑な運営を図る見地から妥當な措置と認め

た。

一、費用

別に費用を要しない。

國際民間航空条約の改正に関する千九百六十二年九月十五日にローマで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

右

國会に提出する。

昭和四十七年二月十四日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

國際民間航空条約の改正に関する千九百六十二年九月十五日にローマで署名された議定書の締結について承認を求めるの件
國際民間航空条約の改正に関する千九百六十二年九月十五日にローマで署名された議定書の締結について、日本國憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、國会の承認を求める。

國際民間航空機關の總會は、千九百六十二年八月二十一日にローマにおいてその第十四回會期として會合し、臨時總會の開催を要請するために必要とされる最小限の締約國数を現在の十から増加することが締約國の一般的希望であることに留意し、その数を締約國の總数の五分の一に増加することが適當であると考え、また、そのため、千九百四十四年十二月七日にシカゴで作成された國際民間航空条約を改正することが必要であると考えて、

千九百六十二年九月十四日に、同条約第九十四條(a)の規定に従い、同条約の改正案、すなわち「第四十八條(a)第二文を次のように改める。臨時總會は、理事会の招集又は締約國の總数の五分の一以上の事務局長があてた要請があつたときは、いつでも開催することができる。」を承認し、

同条約第九十四條(a)の規定に従い、六十六の締約國の批准によつて前記の改正案が効力を生ずることを定め、また、國際民間航空機關事務局長が前記の改正案及び以下に述べる事項を含む議定書をひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語で作成すべきことを決議した。

よつて、總會の以上の決定に基づき、

昭和四十七年三月二十四日 参議院會議録第八号

この議定書は、國際民間航空機關事務局長が作成し、

この議定書は、國際民間航空条約を批准し又はそれに加入した国による批准のため開放しておくものと、

批准書は、國際民間航空機關に寄託するものと、

この議定書は、六十六番目の批准書が寄託された日に、これを批准した国について効力を生ずるものと、

國際民間航空機關事務局長は、すべての締約国に対しこの議定書の各批准書の寄託の日を直ちに通告するものと、

國際民間航空機關事務局長は、同条約のすべての締約国及び署名国に対しこの議定書の効力発生の日を直ちに通告するものと、

この議定書の効力発生の日の後にこの議定書を批准する締約国については、この議定書は、その国が國際民間航空機關に批准書を寄託した日に効力を生ずる。

以上の証拠として、國際民間航空機關總會第十四回会期の議長及び事務局長は、總會から委任を受けて、この議定書に署名する。

千九百六十二年九月十五日にローマで、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により本書一通を作成した。この議定書は、國際民間航空機關に寄託しておくものと、同機關の事務局長は、國際民間航空条約のすべての締約国及び署名国に対しその認証謄本を送付する。

總會議長

E・オルトナ

總會事務局長

R・M・マクドネル

國際民間航空条約の改正に関する千九百六十二年九月十五日にローマで署名された議定書の締結について承認を求めるの件外三件

審査報告書

國際民間航空条約の改正に関する千九百七十一年三月十二日にニュー・ヨークで署名された議定書の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年三月二十一日

外務委員長 八木 一郎

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、國際民間航空機關の加盟国の大幅な増加にかんがみ、同機關の理事会の構成員の数を現在の二十七から三十に増加するため、國際民間航空条約第五十条を改正するものである。この議定書を締結することは、同機關における國際協力を増進するうえに有益であると考へられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用
別に費用を要しない。

國際民間航空条約の改正に関する千九百七十一年三月十二日にニュー・ヨークで署名された議定書の締結について承認を求めるの件
右
国会に提出する。

昭和四十七年二月十四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

國際民間航空条約の改正に関する千九百七十一年三月十二日にニュー・ヨークで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

國際民間航空条約の改正に関する千九百七十一年三月十二日にニュー・ヨークで署名された議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号

ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

國際民間航空条約の改正に関する千九百七十一年三月十二日にニュー・ヨークで署名された議定書

國際民間航空機關の總會は、

千九百七十一年三月十一日にニュー・ヨークにおいてその臨時会期として会合し、

理事会の構成員の数を増加することが締約国の一般的希望であることに留意し、

國際民間航空条約(千九百四十四年、シカゴ)の千九百六十二年六月二十一日に採択された改正によつて設けられた六の議席に加えて三の議席を理事会に設け、その構成員の数を三十に増加することが適当であると考え、また、

そのため、千九百四十四年十二月七日にシカゴで作成された國際民間航空条約を改正することが必要であると考え、

千九百七十一年三月十二日に、同条約第九十四条(a)の規定に従い、同条約の改正案、すなわち、「第五十条(a)第二文を次のように改める。

理事会は、總會が選挙する三十の締約国からなる。」

を承認し、
同条約第九十四条(a)の規定に従い、八十の締約国の批准によつて前記の改正案が効力を生ずることを定め、また、

國際民間航空機關事務局長が前記の改正案及び以下に述べる事項を含む議定書をひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語で作成すべきことを決議した。

よつて、總會の以上の決定に基づき、
この議定書は、國際民間航空機關事務局長が作成し、

この議定書は、國際民間航空条約を批准し又はそれに加入した国による批准のため開放しておくものと、

批准書は、國際民間航空機關に寄託するものと

この議定書は、八十番目の批准書が寄託された日に、これを批准した国について効力を生ずるものと、

國際民間航空機關事務局長は、すべての締約国に対しこの議定書の各批准書の寄託の日を直ちに通告するものと、

國際民間航空機關事務局長は、すべての締約国に対しこの議定書の効力発生の日を直ちに通告するものと、

この議定書の効力発生の日の後にこの議定書を批准する締約国については、この議定書は、その国が國際民間航空機關に批准書を寄託した日に効力を生ずる。

以上の証拠として、國際民間航空機關總會のこの臨時会期の議長及び事務局長は、總會から委任を受けて、この議定書に署名する。

千九百七十一年三月十二日にニュー・ヨークで、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により本書一通を作成した。この議定書は、國際民間航空機關に寄託しておくものと、同機關の事務局長は、千九百四十四年十二月七日にシカゴで作成された國際民間航空条約のすべての締約国に対しその認証謄本を送付する。

總會議長

ウォルター・ピナギ

總會事務局長

アサド・コタイデ

審査報告書

國際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百七十一年七月七日にウィーンで署名された議定書の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決し

た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年三月二十一日

外務委員長 八木 一郎

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、国際民間航空機関の加盟国の大幅な増加にかんがみ、同機関の航空委員会の委員の数を現在の十二から十五に増加するため、国際民間航空条約第五十六条を改正するものである。この議定書を締結することは、同機関における国際協力を増進するうえに有益であると考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百七十一年七月七日にウィーンで署名された議定書の締結について承認を求めるの件
右
国会に提出する。

昭和四十七年二月十四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百七十一年七月七日にウィーンで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百七十一年七月七日にウィーンで署名された議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百七十一年七月七日にウィーンで署名

名された議定書

国際民間航空機関の総会は、千九百七十一年七月五日にウィーンにおいてその第十八回会期として会合し、航空委員会の委員の数を増加することが締約国の一般的な希望であることに留意し、航空委員会の委員の数を十二から十五に増加することが適当であると考へ、また、

そのため、千九百四十四年十二月七日にシカゴで作成された国際民間航空条約を改正することが必要であると考へて、

(1) 同条約第九十四条(a)の規定に従い、同条約の次の改正案を承認した。
「第五十六条中「十二人の委員を」十五人の委員に改める。」
(2) 同条約第九十四条(a)の規定に従い、八十の締約国の批准によつて前記の改正が効力を生ずることを定めた。

(3) 国際民間航空機務局長が前記の改正及び以下に述べる事項を含む議定書をひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語で作成すべきことを決議した。
(a) この議定書には、総会の議長及び事務局局長が署名する。
(b) この議定書は、国際民間航空条約を批准し又はそれに加入した国による批准のため開放しておく。

よつて、総会の以上の決定に基づき、この議定書は、国際民間航空機務局長が作成し、この議定書は、国際民間航空条約を批准し又はそれに加入した国による批准のため開放しておくものとし、

批准書は、国際民間航空機関に寄託するものとし、この議定書は、八十番目の批准書が寄託された日に、これを批准した国について効力を生ずるものとし、

国際民間航空条約の改正に関する千九百六十二年九月十五日にローマで署名された議定書の締結について承認を求めるの件外三件

国際民間航空機務局長は、すべての締約国に対しこの議定書の各批准書の寄託の日を直ちに通告するものとし、

国際民間航空機務局長は、すべての締約国に対しこの議定書の効力発生の日を直ちに通告するものとし、

この議定書の効力発生の日の後にこの議定書を批准する締約国については、この議定書は、その国が国際民間航空機関に批准書を寄託した日に効力を生ずる。

以上の証拠として、国際民間航空機関総会第十八回会期の議長及び事務局局長は、総会から委任を受けて、この議定書に署名する。

千九百七十一年七月七日にウィーンで、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により本書一通を作成した。この議定書は、国際民間航空機関に寄託しておくものとし、同機関の事務局局長は、千九百四十四年十二月七日にシカゴで作成された国際民間航空条約のすべての締約国に対しその認証書を交付する。

総会議長

ドクター カール・フィッシャー

総会事務局局長

ドクター アサド・コタイテ

「審査報告書は都合により第十一号末尾に掲載」

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

昭和四十七年三月七日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約
日本国及びフィンランド共和国は、

所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条

1 この条約の対象である租税は、次のものとす。

(a) 日本国においては、

(i) 所得税

(ii) 法人税

(iii) 住民税

(以下「日本国の租税」という。)

(b) フィンランドにおいては、

(i) 国税である所得税

(ii) 地方税である所得税

(iii) 教会税

(iv) 船員税

(以下「フィンランドの租税」という。)

2 この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わつてその後課される租税であつて1に掲げる租税と同一の又はこれと実質的に類似

昭和四十七年三月二十四日 参議院會議録第八号

国際民間航空条約の改正に関する千九百六十二年九月十五日にローマで署名された議定書の締結について承認を求める
件外三件

一三二

するものについても、また、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれの国の税法について行なわれた改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

3 この条約は、第八条2の規定に関する場合に限り、同条2の租税についても、また、適用する。

第三条

- 1 この条約において、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、
 - (a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域をいう。
 - (b) 「フィンランド」とは、フィンランド共和国をいう。
 - (c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はフィンランドをいう。
 - (d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はフィンランドの租税をいう。
 - (e) 「者」とは、個人、法人及び法人以外の団体をいう。
 - (f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に關し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。
 - (g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。
 - (h) 「国民」とは、
 - (i) 日本国については、日本国の国籍を有するすべての個人並びに日本国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に關し日本国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体をいう。
 - (ii) フィンランドについては、フィンランドの国籍を有するすべての個人並びにフィン

ランドにおいて施行されている法令によつてその地位を与えられたすべての法人、組合及び団体をいう。

(i) 「権限のある当局」とは、日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいい、フィンランドについては、大蔵省又は権限を与えられたその代理者をいう。

- 2 一方の締約国におけるこの条約の適用上、この条約において特に定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の対象である租税に關する当該一方の締約国の法令上有する意義を有するものとする。

第四条

- 1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。
- 2 1の規定によつて双方の締約国の居住者となる個人については、権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その個人が居住者であるとみなされる締約国を決定する。
- 3 1の規定によつて双方の締約国の居住者となる者で個人以外のものは、その者の本店又は主たる事務所が存在する締約国の居住者とみなす。

第五条

- 1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行なう一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行なつてゐるものをいう。
- 2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。
 - (a) 管理所
 - (b) 支店
 - (c) 事務所
 - (d) 工場
 - (e) 作業場
 - (f) 鉱山、採石場その他天然資源を採取する場

所

- (g) 建築工事現場又は建設若しくは組立ての工事で、十二箇月をこえる期間存続するもの
- 3 「恒久的施設」については、次のことは、含まれないものとする。
 - (a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。
 - (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。
 - (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
 - (d) 企業のために物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行なう一定の場所を保有すること。
 - (e) 企業のために広告、情報の提供、科学的調査その他これらに類する準備的又は補助的な性質の活動を行なうことのみを目的として、事業を行なう一定の場所を保有すること。

- 4 一方の締約国内で他方の締約国の企業に代わつて行動する者(5の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く)であつて、当該一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使するものは、当該一方の締約国内の恒久的施設とされる。ただし、その者の行動が当該企業のために物品又は商品を購入することに限られる場合は、この限りでない。
- 5 一方の締約国の企業は、仲立人、周屋その他の独立の地位を有する代理人でこれらの者としての業務を通常の方法で行なうものを通じて他方の締約国内で事業活動を行なつてゐるという理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされることはない。
- 6 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内で恒久的施設を通じて若しくは通じないで事業を行なう法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの

一方の法人も、他方の法人の恒久的施設であることとはならない。

第六条

- 1 不動産から生ずる所得に対しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することができる。
- 2 (a) 「不動産」の定義は、(b)及び(c)の規定に従うことを条件として、当該財産が存在する締約国の法令によるものとする。
 - (b) 「不動産」には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に關する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(その金額が確定しているかどうかを問わない)を受け取る権利を含む。
 - (c) 船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。
- 3 不動産の所有を目的としかつ不動産を主たる資産とする法人又は協同組合の株式又は持分(当該法人又は協同組合の株式又は持分のすべてが当該法人又は協同組合の所有する不動産又はその一部を占有する権利を法律上与えるものである場合に限り)から生ずる所得(第十条の規定が適用されるものを除く)に対しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することができる。
- 4 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。
- 5 1及び4の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び自由職業を行なうために使用される不動産から生ずる所得についても適用する。

第七条

- 1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なわな

り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができ。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なう場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に對してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なう場合には、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行ない、かつ、当該恒久的施設を有する企業と、全く独立の立場で、取引を行なう別個のかつ分離した企業であるとしたならば、当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するにあつては、経営費及び一般管理費を含む費用でその恒久的施設のために生じたものは、その恒久的施設が存在する締約国内で生じたか他の場所において生じたかを問はず、損金に算入することを認められる。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国において行なわれている場合には、その締約国が租税を課されるべき利得をその慣行とされてゐる配分の方法によつて決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、その方法によつて得た結果がこの条に定める原則に適合するようものでなければならぬ。

5 恒久的施設が企業のために行なつた物品又は商品の単なる購入を理由としては、いかなる利得も、その恒久的施設に帰せられることはない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定する。

定する。ただし、別の方法を用いることについて正当な理由がある場合は、この限りでない。

7 他条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 フィンランドの居住者である企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて、日本国において事業税を免除されるものとし、日本国の居住者である企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて、フィンランドにおいて資本税を免除されるものとする。

3 1及び2の規定は、船舶又は航空機を国際運輸に運用する企業が異なる種類の共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加している場合についても、同様に適用する。

第九条

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合は、

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合は、

企業の間、その商業上又は資金上の関係において独立の企業の間で設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課せられているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

第十条

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の配当に對しては、これを支払う法人が居住者である締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、次のものをこえないものとする。

(a) 当該配当の受領者が、利得の分配に係る事業年度の終了に先だつ六箇月の期間を通じて、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、当該配当の金額の十パーセント

(b) その他のすべての場合には、当該配当の金額の十五パーセント

3 この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く）から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行なう法人が居住者である締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取扱われるものをいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受領者が、その配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内にその配当の支払の基因となつた株式その他の持分と実質的に関連する恒久的施設を有する場合には、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

5 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、その法人が当該他方の締約国の居住者でない者に支払う配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内で生じた利得又は所得から成るときも、当該配当に對していかなる租税をも課することができず、また、当該留保所得に對して留保所得税を課することができない。

第十一条

1 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の利子に對しては、当該利子が生じた締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の金額の十パーセントをこえないものとする。

3 この条において、「利子」とは、公債、債券又は社債（担保の有無及び利得の分配を受ける権利の有無を問わない）その他のすべての種類の信用に係る債権から生じた所得及びその他の所得でそれが生じた締約国の税法上貸付金から生ずる所得と同様に取扱われるものをいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受領者が、その利子の生じた他方の締約国内にその利子を生じた債権と実質的に関連する恒久的施設を有する場合には、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

5 利子は、その支払者が一方の締約国又はその公の機関、地方公共団体若しくは居住者である場合には、その締約国内で生じたものとされる。ただし、利子の支払者（一方の締約国の居住者であるかどうかを問わない）が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、その利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設について生じ、かつ、その利子を当該恒久的施設が負担するときは、その利子は、当該恒久的施設が存在する当該一方の締約国内で生じたものとされる。

6 支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、支払われた利子の金額が、その支払の基因となつた債権を考慮する

昭和四十七年三月二十四日 参議院會議録第八号

國際民間航空条約の改正に関する千九百六十二年九月十五日にローマで署名された議定書の締結について承認を求める
の件外三件

二二四

る場合において、その関係がないとしたならば、支払者及び受領者が合意したとみられる金額をこえるときは、この条の規定は、その合意したとみられる金額についてのみ適用する。この場合には、支払われた金額のうち超過分に對し、この条約の他の規定に妥當な考慮を払つたうえ、各締約国の法令に従つて租税を課することが出来る。

第十二条

1 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の使用料に對しては、当該使用料が生じた締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の金額の十パーセントをこえないものとする。

3 この条において、「使用料」とは、文学上、美術上若しくは學術上の著作物（映画フィルムを含む）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用上の設備の使用若しくは使用上の権利の對価として、又は産業上、商業上若しくは學術上の経験に関する情報の對価として受けるすべての種類の支払金をいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受領者が、その使用料が生じた他方の締約国内にその使用料を生じた権利又は財産と實質的に關連する恒久的施設を有する場合に、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

5 使用料は、その支払者が一方の締約国又はその公の機關、地方公共団体若しくは居住者である場合には、その締約国内で生じたものとされる。ただし、使用料の支払者（一方の締約国の居住者であるかどうかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、

その使用料を支払う債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、その使用料を当該恒久的施設が負担するときは、その使用料は、当該恒久的施設が存在する当該一方の締約国内で生じたものとされる。

6 1、2及び5の規定は、文学上、美術上若しくは學術上の著作物（映画フィルムを含む）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式又は秘密工程の譲渡から生ずる収入についても、同様適用する。ただし、その収入に係る収益について次条2の規定が適用される場合は、この限りでない。

7 支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、支払われた使用料の金額が、その支払の基因となつた使用、権利又は情報考慮する場合において、その關係がないとしたならば支払者及び受領者が合意したとみられる金額をこえるときは、この条の規定は、その合意したとみられる金額についてのみ適用する。この場合には、支払われた金額のうち超過分に對し、この条約の他の規定に妥當な考慮を払つたうえ、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十三条

1 第六条2(a)及び(b)に定義する不動産の譲渡から生ずる収益に對しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部をなす財産（不動産を除く。）又は一方の締約国の居住者が自由職業を行なうため他方の締約国において使用することができる固定施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（単独に若しくは企業全体とともに行なわれる当該恒久的施設の譲渡又は当該固定施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。ただし、一方の締約国の居住者が國際運輸に運用する船

舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によつて取得する収益については、他方の締約国の租税を免除する。

3 一方の締約国の居住者が前条6並びにこの条の1及び2に規定する財産以外の財産の譲渡によつて取得する収益については、他方の締約国の租税を免除する。

第十四条

1 一方の締約国の居住者が自由職業その他これに類する獨立の活動に關して取得する所得に對しては、その者が自己の活動を遂行するために通常使用することができる固定施設を他方の締約国内に有しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。その者がそのような固定施設を有する場合には、当該所得のうち当該固定施設に歸せられる部分に對してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「自由職業」には、特に、學術上、文學上、美術上及び教育上の獨立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、齒科醫師及び公認會計士の獨立の活動を含む。

第十五条

1 次条及び第十八条から第二十一条までの規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に對しては、その勤務が他方の締約国内で行なわれない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内で行なわれる場合には、その勤務から生ずる報酬に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行なう勤務について取得する報酬に對しては、次の(a)から(c)までのことを条件として、当該一方の締約国においてのみ

租税を課することができる。
(a) その報酬の受領者が当該年を通じて合計百八十三日をこえない期間当該他方の締約国内に滞在すること。
(b) その報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われること。
(c) その報酬が当該他方の締約国内に雇用者の有する恒久的施設又は固定的施設によつて負担されないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が國際運輸に運用する船舶又は航空機において行なわれる勤務に係る報酬に對しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する報酬に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十七条

1 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、演劇、映画、ラジオ又はテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人及び運動家がこれらの者としての個人的活動によつて取得する所得に對しては、その活動が行なわれた締約国において租税を課することができる。

2 この条約のいかなる規定にもかかわらず、1の芸能人又は運動家の役務が一方の締約国内で他方の締約国の企業によつて提供される場合には、当該企業が当該役務の提供によつて取得する利益に對しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十八条

次条1の規定が適用される場合を除くほか、過去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すること

ができる。

第十九条

1 政府の職務の遂行として一方の締約国又はその地方公共団体に提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくはその地方公共団体によつて支払われ、又は当該一方の締約国若しくはその地方公共団体が提出した基金から支払われる報酬(退職年金を含む。)に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができない。そのような報酬の受領者が当該一方の締約国の国民である場合には、その報酬に対し、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 一方の締約国又はその地方公共団体が利得を得る目的で行なう事業に関連して提供される役務につき支払われる報酬又は退職年金については、第十五条から前条までの規定を適用する。

3 この条の規定の適用上、「締約国」とは、次のものをいう。

(a) 日本国については、日本国政府が資本の全部を所有する機関及び日本銀行

(b) フィンランドについては、政府関係機関、フィンランド銀行及び国民年金機関

4 この条の規定の適用は、第一条の規定によつて制限されることはない。

第二十条

1 大学、学校その他の教育機関において教育又は研究を行なうため一方の締約国を訪れ、二年をこえない期間一時的に滞在する教授又は教員であつて、現に他方の締約国の居住者であり、又は訪れる直前に他方の締約国の居住者であつたものに対しては、その教育又は研究に係る報酬につき、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、主として特定の者の私的利益のために行なわれる研究から生ずる所得については、適用しない。

第二十一条

もつばら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であり、又はその滞在前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付又は所得については、当該一方の締約国の租税を免除する。ただし、給付については、それが当該一方の締約国外から支払われるものである場合に限り、そのし、所得については、それが当該一方の締約国内で提供される人的役務について受け取るものであつて、年間二千アメリカ合衆国ドル又は日本円若しくはフィンランド・マルカによるその相当額をこえないものである場合に限り。

第二十三条

一方の締約国の居住者の所得で前諸条に明文の規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第二十四条

1 フィンランド内で生ずる所得について納付されるフィンランドの租税は、日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令に従ひ、その所得について納付される日本国の租税から控除する。その控除を行なうにあたり、その所得が、フィンランドの居住者である法人がその議決権のある株式又はその発行した全株式の少なくとも二十五パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払う配当である場合には、フィンランドの居住者である当該法人がその所得について納付するフィンランドの租税を考慮に入れる。

2 フィンランドの居住者がこの条の規定に従つて日本国において租税を課される所得を取得するときは、フィンランドは、3の規定が適用される場合を除くほか、所得に対する租税のうち日本国内で生ずる所得に対応する部分を所得に対する租税から控除する。

3 フィンランドの居住者が第十条から第十二条

までの規定に従つて日本国において租税を課される所得を取得する場合には、フィンランドは、日本国において納付される租税の額と等しい額をその者の所得に対する租税から控除する。ただし、その控除の額は、その控除が行なわれる前に算定された租税の額のうち日本国内で生ずる所得に対応する部分をこえないものとする。

第二十五条

3の規定にかかわらず、日本国の居住者である法人がフィンランドの居住者である法人に支払う配当は、支払者及び受領者の双方がフィンランドの居住者であるとしたならばフィンランドの税法上免除されたとみられる範囲内でフィンランドの租税を免除される。

第二十六条

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民が課されておる又は課されることがある租税又はこれに関連する要件以外の又はこれらよりも重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行なう当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

この規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務づけるものと解してはならない。

これに関連する要件を課されることはない。

4 この条において、「租税」とは、すべての種類の税をいう。

5 この条の規定の適用は、第一条の規定によつて制限されることはない。

第二十五条

1 一方の締約国の居住者は、いずれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約に適合しない課税を受け又は受けるに至ると認める場合には、それらの締約国の法令で定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対しその事案について申立てをすることができない。

2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認めるが、適当な解決を与えることができない場合には、この条約に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつてその事案を解決するように努める。

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に關して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するように努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができない。

第二十六条

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することができない。

1 両締約国の権限のある当局は、この条約及びこの条約が適用される租税に関する両締約国の国内法令(当該国内法令に基づき課税がこの条約に適合する場合に限る。)を実施するために必要な情報を交換する。このようにして交換された情報は、秘密として取り扱ふものとし、この条約の対象である租税の賦課及び徴収に關する者(当局を含む。)(以外のいかなる者(当局を含む。))にも開示してはならない。

2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約

昭和四十七年三月二十四日 参議院會議録第八号

国に対し、次のことを行なう義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令又は行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない資料を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反するような情報を提供すること。

第二十七条

1 各締約国は、この条約に基づいて他方の締約国の認める租税の免除又は税率の軽減が、このようの特典を受ける権利を有しない者によつて享受されることのないようにするため、当該他方の締約国が課する租税を徴収するように努める。その徴収を行なう締約国は、このようにして徴収された金額につき他方の締約国に対して責任を負う。

2 1の規定は、いかなる場合にも、いずれの締約国に対しても、租税の徴収に努める締約国の規則及び慣行に抵触し又はその締約国の公の秩序に反するような行政上の措置をとる義務を課するものと解してはならない。

第二十八条

この条約のいかなる規定も、国際法的一般原則又は特別の協定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十九条

1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかに東京で交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、双方の締約国において、この条約が効力を生ずる年の一月一日

以後に開始する各課税年度の所得について適用する。

第三十条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行なうことができる。この場合には、この条約は、双方の締約国において、その通告が行なわれた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について効力を失う。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けて、この条約に署名した。

千九百七十二年二月二十九日にヘルシンキで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

飯村 繁

フィンランド共和国のために
リチャード・テッテルマン

〔山本利壽君登壇、拍手〕

○山本利壽君 たいだいま議題となりました条約四件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国際民間航空条約を改正する三つの議定書は、国際民間航空機関の加盟国数が大幅に増加したことにかんがみ、機関の臨時総会の開催要請に必要な最小限の締約国数、理事会の構成員の数及び航空委員会の委員の数をそれぞれ増加することを内容とするものであります。

次に、フィンランドとの租税条約は、相手国にある支店等の恒久的施設を通じて事業を行なう場合の利得に対する相手国の課税基準、船舶、航空

機の運用利得に対する課税免除、配当、利子及び使用料に対する課税軽減等について定めるとともに、二重課税を排除する方法について規定したものであります。

委員会における審議の詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、国際民間航空条約改正議定書三件は全会一致をもって、また、フィンランドとの租税条約は多数をもって、いずれも承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。

まず、国際民間航空条約の改正に関する千九百六十二年九月十五日にローマで署名された議定書の締結について承認を求める件、国際民間航空条約の改正に関する千九百七十一年三月十二日にニュー・ヨークで署名された議定書の締結について承認を求めるの件及び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百七十一年七月七日にウィーンで署名された議定書の締結について承認を求めるの件を一括して採決いたします。三件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、三件は全会一致をもって承認することに決しました。

○議長(河野謙三君) 次に、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件の採決をいたします。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつ

て、本件は承認することに決しました。

○議長(河野謙三君) 日程第五 準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長前田佳都男君。

審査報告書

準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年三月十六日

大蔵委員長 前田佳都男
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近におけるわが国経済の国際化の進展に伴う金融環境の変化に対処して、金融政策を効果的に運営するため、準備預金制度を適用する金融機関及び勘定の範囲を拡充することともに、準備率の最高限度の引上げ等を行なおうとするものであつて、妥當な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、今後の金融政策の健全性および有効性を高めるため、本制度を公定歩合操作、公開市場政策と相互補完的かつ機動的に活用できるよう金融環境の整備に努め、制度の発動に際しては、次の諸点に留意すべきである。

一、準備金の適用に当たつては、対象機関および対象勘定の種類、性格等を総合的に参酌することとし、とくに中小金融機関の果たす役割を阻害しないよう対処すること。

二、新たに適用対象に加えられた生命保険会社に対しては、その金融機関としての特殊性等を考慮して、適用の時期、方法等について十分に検討するとともに、資産運用については公共的立場から適切な指導を行なうこと。

三、国内金融市場のかく乱要因となる海外短資等の流入抑制のため、万全の措置を講ずること。

準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十七年二月八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案

準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律

準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

この法律において「指定金融機関」とは、次に掲げる者（第四号から第九号までに掲げる者にあつては、これらの者のうち政令で定めるものに限る。）をいう。

- 一 銀行法（昭和二年法律第二十一号）第二条の免許を受けた銀行（以下「銀行」という。）
- 二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行
- 三 外国為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）第二条第一項に規定する外国為替銀行
- 四 相互銀行

昭和四十七年三月二十四日 参議院会議録第八号

準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案

五 信用金庫

六 信用金庫連合会

七 農林中央金庫

八 商工組合中央金庫

九 保険業法（昭和十四年法律第四十一号）第一条第一項の免許を受けた生命保険会社

第二条第四項を削り、同条第三項中「預金（外貨預金その他の政令で定める預金を除き、貯金及び定期預金を含む。以下同じ。）の額に対する当該指定金融機関の」を「各指定勘定の残高又は指定勘定増加額に対する当該指定勘定の残高又は指定勘定増加額に係る」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

三 この法律において「指定勘定」とは、次に掲げるものに係る勘定をいう。

一 預金（第四号に該当する預金その他政令で定める預金を除くものとし、貯金及び定期預金を含むものとする。）

二 指定金融機関が特別の法律により発行する債券のうち政令で定めるもの

三 信託業務を兼営する銀行が引き受けた金銭信託で、多数の信託者の信託財産を合同して運用するものうち政令で定めるものに係る信託契約により受け入れた金銭

四 外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六條第一項第五号に規定する居住者に係る外貨預金、同項第六号に規定する非居住者に係る預金その他の指定金融機関の債務で政令で定めるもの

五 前各号に掲げる債務に準ずるものとして政令で定めるもの

四 この法律において「指定勘定増加額」とは、指定金融機関の各指定勘定の残高が次の各号に掲げる場合に應じ当該各号に掲げる金額をこえる場合におけるそのこえる部分の金額をいう。

一 日本銀行が第四条の規定により基準日を定めた場合、その日の終業時における当該指定勘定の残高

二 日本銀行が第四条の規定により基準期間を定めた場合、その期間中の毎日（当日が休日であるときは、その前日。第七条において同じ。）の終業時における当該指定勘定の残高の合計額をその期間の日数で除して得た金額

第三条中「第七条第一項の下に」又は「第二項を加える。」

第四条の前の見出し中「準備率」を「準備率等」に改め、同条第一項中「準備率」の下に「又は基準日等（指定勘定増加額に係る基準日又は基準期間をいう。以下同じ。）を加え、同条第二項中「百分の十」を「百分の二十（第二条第三項第四号に該当する指定勘定に係る準備率については、百分の百）」に改め、同条第三項中「準備率」の下に「又は基準日等」を加える。

第五条中「準備率」の下に「又は基準日等」を加え、「定期性預金及びその他の預金の別又は政令で定める指定金融機関別」を「政令で定める指定勘定又は指定金融機関の別に改める。

第六条中「準備率」の下に「又は基準日等」を加える。

第七条第一項中「（当日が休日のときは前日。以下次項において同じ。）を削り、「終業時の預金の残高を、終業時における各指定勘定の残高又は指定勘定増加額」に改め、「その日における」の下に「当該指定勘定の残高又は指定勘定増加額に係る」を加え、同項後段中「準備率」を「当該準備率」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

二 前項の場合において、一の指定金融機関の一の指定勘定につき指定勘定の残高に係る準備率と指定勘定増加額に係る準備率とがともに定められているときは、当該指定金融機関の法定準備預金額の計算上、当該指定勘定の残高に係る準備率を乗すべき金額は、同項に規定する毎日の終業時における当該指定勘定の残高のうち指定勘定増加額を除いた金額とする。

第八条第一項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、「同条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

附則

九 附則

この法律は、公布の日から施行する。

日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条ノ三第六号中「準備率」の下に「又は基準日等」を加える。

大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第十一号中「準備率」の下に「又は基準日等」を加える。

改め、「同条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

附則

九 附則

この法律は、公布の日から施行する。

日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条ノ三第六号中「準備率」の下に「又は基準日等」を加える。

大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第十一号中「準備率」の下に「又は基準日等」を加える。

〔前田佳都男君登壇、拍手〕

○前田佳都男君 ただいま議題となりました法律案は、最近におけるわが国経済の国際化の進展に伴う金融環境の変化に対応して金融政策を効果的に運営するため、準備預金制度の機能を強化しようとするものでありまして、第一に、準備預金制度の適用対象機関として生命保険会社を加えるとともに、対象勘定として金融債、貸付信託の信託元本等を加え、第二に、準備率の最高限度を現行の二〇％から二〇％に引き上げ、第三に、準備預金の計算基準として、現行の残高方式に加えて増加額を基準とする方式も可能であるようにし、第四に、海外短資の流入を規制するため、非居住者預金等に対し一〇〇％までの準備率を適用し得るようになすこと等でありま。

委員会におきましては、参考人の意見を聴取するとともに、金融環境整備のための諸方策、生命保険会社と本制度との関係、海外短資等の流入の規制、準備預金に対する付利の必要性、その他金融全般等について質疑を行ないましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

二二七

昭和四十七年三月二十四日 参議院会議録第八号

なお、本案に対し、嶋崎委員より四党共同の附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上報告を終わります。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第六 地方行政連絡会議法等の一部を改正する法律案

日程第七 警察法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員
長玉置猛夫君。

〔審査報告書は都合により第十一号末尾に掲載〕

地方行政連絡会議法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十七年三月七日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

地方行政連絡会議法等の一部を改正する法律

地方行政連絡会議法等の一部を改正する法律案外一件

案

地方行政連絡会議法等の一部を改正する法律

(地方行政連絡会議法の一部改正)

第一条 地方行政連絡会議法(昭和四十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

別表中「北海道」の下に「及び札幌市」を、「横浜市」の下に「及び川崎市」を、「北九州市」の下に「及び福岡市」を加える。

(新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第二条 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「算定した特別とん課与税」の下に(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七條第三項の市にあつては、特別とん課与税、地方道路課与税及び石油ガス課与税。以下この項において同じ。を)を加え、「同法第十四條の規定により算定した基準財政収入額を」を「地方交付税法第十四條の規定により算定した基準財政収入額を」に改める。

附 則

この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により第十一号末尾に掲載〕

警察法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十七年三月七日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

警察法の一部を改正する法律案

警察法の一部を改正する法律

警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十八條第二項中「都及び」を「都、道、府及び」に、「府県(以下「指定府県」という。を)を(以下「指定府」という。に、「道及び指定府県を」指定府に改める。

第三十九條第一項ただし書中「指定府県」を「道、府及び指定府に」に、「当該指定市の議会」を「当該道、府又は県が包括する指定市の議会」に、「当該指定府県」を「当該道、府又は県に改め、同条第三項中「都及び指定府県」を「都、道、府及び指定府に」に改める。

第四十一條第二項ただし書中「指定府県」を「道、府又は指定府に」に改め、同条第三項中「道府県(指定府県を除く。を)を「指定府以外の県の」に、「当該道府県」を「当該府に」に改め、同条第四項中「都知事及び指定府県」を「都、道、府及び指定府に」に、「都及

指定府県」を「都、道、府又は指定府に」に改め、同条第五項中「及び指定府県」を「道、府及び指定府に」に改める。

第四十六條第二項中「道公安委員会」を「指定府以外の県の県公安委員会」に改める。

第五十二條第一項中「府県警察本部」を「道府県警察本部」に改め、同条第三項中「府県警察本部長」を「道府県警察本部長」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

2 警察法第四十六條の二の規定は、道公安委員会について準用する。

〔玉置猛夫君登壇、拍手〕

○玉置猛夫君 ただいま議題となりました二法律案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

二法律案は、本年四月一日から、札幌市、川崎市及び福岡市が指定都市として発足することに伴い、所要の改正を行なうとするものであり、ま

ず、地方行政連絡会議法等の一部を改正する法律案は、当該ブロックの地方行政連絡会議に三指定都市を加えるほか、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律について、必要な規定の整備を行なうとするものであります。

警察法の一部を改正する法律案は、北海道が新

たに指定都市を包括することとなるのに伴い、道公安委員会の委員を二人増加して五人とするともに、関係規定を整備しようとするものであります。

委員会における二法律案についての質疑の詳細は、会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたが、二法律案とも別に発言もなく、それぞれ採決の結果、二法律案はいずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより両案を一括して採決いたします。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第八 日本放送協会昭和四十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長杉山善太郎君。

審査報告書

日本放送協会昭和四十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右は全会一致をもつて是認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年三月十六日

通信委員長 杉山善太郎

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第四十条第三項の規定に基づき国会に提出されたものであり、昭和四十四年度の決算額は次の通りである。

資産総額 一千二百二十四億七千九百万円
負債総額 三百七十四億一千二百百万円
資本総額 七百五十億六千七百百万円
事業収入 八百四十七億九千九百万円
事業支出 八百三十一億七千四百百万円
資本支出充当 十三億一千二百百万円
当期剰余金 三億一千三百百万円
本件について、収支予算、事業計画等が適正かつ効率的に執行されたかどうか、さらに日本放送協会の運営全般につき慎重に審査を行なつた結果、これを是認すべきものと認めた。

日本放送協会昭和四十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右 国会に提出する。

昭和四十六年三月二十六日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

日本放送協会昭和四十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

昭和四十五年十一月二十六日

内閣総理大臣 佐藤 榮作殿

会計検査院長 山崎 高樹

日本放送協会昭和四十四年度財産目録等の回付について

日本放送協会昭和四十四年度事業年度財産目録、貸借対照表および損益計算書ならびにこれに関する説明書の検査を了したのでこれを回付する。
なお、検査の結果記述すべき意見はない。

昭和四十四年度財産目録

昭和四十五年三月三十一日現在

科 目	内 容	要 領	金 額	合 計
(資産の部)	流動資産			
	現金 預金	現金 小口現金を含む	二、八三九、五七九	二、八三九、五七九
	銀行 預金		二、七三三、五五七	二、七三三、五五七
	郵便 振替		五、八二四、六六七	五、八二四、六六七
	受信料未収金	受信料未収金の徴収不能見越額	一、三九六、五七九	一、三九六、五七九
	受信料未収金	受信料未収金の徴収不能見越額	七、五〇〇、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇
	有価証券	電信電話債券ほか	二、七五〇、四三三	二、七五〇、四三三
	貯蔵品	受信障害防止器	二、八三三、二七〇	二、八三三、二七〇
	貯蔵品	フィルム、放送記念品、事務用品ほか	二、八三三、二七〇	二、八三三、二七〇
	前払費用	長期借入金利息ほか	一〇一、三三九、一九八	一〇一、三三九、一九八

昭和四十七年三月二十四日 参議院會議録第八号 日本放送協會昭和四十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

[illegible]

退職手当引当金
負債合計三、九〇〇、〇〇〇、〇〇〇
三七、四二一、九六六、二八五

二 昭和四十四年度貸借対照表

貸借対照表

昭和四十五年三月三十一日現在

(科目)	(資産の部)	(金額)
流動資産		
現金預金	一、三九八、四七五、三九〇	二、八〇四、二四、七三
受信料未収金	三六、六〇〇、〇〇〇	六六、九四七、七五九
未収受信料欠損引当金	△	七、二四四、九六九、八〇〇
有価証券		一三、〇三九、六八二
貯蔵品		一〇一、三五九、一九
前払費用		一、〇〇七、四九二、〇六六
その他の流動資産		一、九四一、〇三、三八
流動資産合計		五四、六〇〇、一〇三、三六七
固定資産		
有形固定資産		
建物	一三、八三三、九七、九六〇	四〇、七六四、二五、六九七
建物減価償却引当金	△	一四、七三、六三、四、八六六
構築物	六、〇五五、四八七、二五九	八、六九七、一四七、六六七
構築物減価償却引当金	△	八四、八三三、八四一、三三七
機械	五、七二六、四三六、一四四	三三、一〇七、四二五、一三三
機械減価償却引当金	△	五五九、四一六、九六三
器具什器	四三、二六八、四三二	一四、一四八、五四二
器具什器減価償却引当金	△	

(科目)	(負債の部)	(金額)
土		
建設仮勘定		二、五五五、八九〇、九六三
無形固定資産		五四一、六五、五二八
無形固定資産		五三六、六三三、一〇九
固定資産合計		九六、三三七、〇三、五九九
特定資産		四、〇七六、七〇〇、〇〇〇
放送債券償還積立資産		四、〇七六、七〇〇、〇〇〇
繰延勘定		三、四四、四三、二九一
前払費用		八九、五九五、三四八
放送債券発行差金		二、四、〇七八、六三九
繰延勘定合計		二、四、〇七八、六三九
流動負債		二、四、〇七八、六三九
短期借入金		九〇五、八三九、九八九
未払金		六、五七、七六六、七三三
受信料前受金		三八六、三五九、五六四
その他の流動負債		七、八二九、九六六、二八五
流動負債合計		一七、四〇二、〇〇〇、〇〇〇
固定負債		
放送債券		八、六四〇、〇〇〇、〇〇〇
長期借入金		三、九〇〇、〇〇〇、〇〇〇
退職手当引当金		二九、五八八、〇〇〇、〇〇〇
固定負債合計		三七、四二一、九六六、二八五
負債合計		五四、六〇〇、一〇三、三六七
(資本の部)		
資本		〇

昭和四十七年三月二十四日 参議院會議録第八号 日本放送協会昭和四十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

積立金	三、四一、三〇四、七九
当期資産充当金	一、三二、三三〇、〇〇〇
当期剰余金	三三、三六二、三六三
資本合計	七五、〇六六、九〇一、七二
負債資本合計	二二、四六八、八六六、四六六

三 昭和四十四年度損益計算書

昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで

(科目)	(金額)	(金額)
事業収入	八三、四六、五二、一七	円
受信料	一、〇八、〇〇〇、〇〇〇	
交付金収入	一、〇八、〇〇〇、〇〇〇	
雑収入	一、〇八、〇〇〇、〇〇〇	
事業収入合計	八三、四六、五二、一七	円
事業支出	八三、四六、五二、一七	
給与	三、三〇、四六、七六	
国内放送費	三、三〇、四六、七六	
国際放送費	七、九七、七五	
業務費	七、九七、七五	
管理費	一〇、〇八、〇〇〇、〇〇〇	
調査研究費	一、〇八、〇〇〇、〇〇〇	
減価償却費	二、七五、六六、六六	
関連経費	二、四六、八六、六六	
事業支出合計	八三、四六、五二、一七	
事業収支差金	〇〇、〇〇、〇〇、〇〇	
資本支出充当	一、三二、三三〇、〇〇〇	

当期剰余金	三三、三六二、三六三
事業収支差金合計	一、三二、三三〇、〇〇〇

四 昭和四十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

一 概要

日本放送協会は、事業経営の長期的構想のもとに、昭和四十四年度事業計画に基づき各部門の業務活動を積極的に推進し、テレビジョン、ラジオ両放送の全国普及の早期達成とすぐれた放送の実施に努めるとともに、極力受信者の開発と事業運営の合理化を図り、放送を通じて国民生活の充実に資するよう努めた。

当年度末の財政状態を財産目録と貸借対照表でみると資産総額一、二四億七、八八万九千六百円に對し、負債総額三七億四、一九六万六千六百円、資本の部における資本七〇億円、積立金三十四億四、一三〇万五千円、当期資産充当金一三億一、二二六万三千円、当期剰余金三億一、三三六万二千円である。

次に、当年度中の事業収支の状況を損益計算書でみると事業収入八四億七、九五五万八千円に對し、事業支出八三億七、三九三万三千円、資本支出充当一三億一、二二六万三千円、当期剰余金三億一、三三六万二千円である。

財産目録、貸借対照表および損益計算書の内容は、次のとおりである。

二 財産目録および貸借対照表

(1) 資産の部

当年度末の資産総額は、前年度末の一、〇九四億七、六四一萬五千円に比べ三〇億二四八萬一千円増加し、一、二四億七、八八九萬六千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	昭和四十三年度末		昭和四十四年度末		増減
	金額	構成比率(%)	金額	構成比率(%)	
流動資産	一、〇〇三、八三三、四	九・三	一、一九四、一〇八、三	一〇・六	一、九一、二六九、九
固定資産	九、七四一、五九四	八五・六	九、六三三、七〇三	八五・七	二、六〇一、四四〇
特定資産	五、五六八、三〇〇	五・一	四、〇六六、七〇〇	三・六	一、四九一、六〇〇
繰延勘定	一、四三三、六六七	〇・一	二、四四、〇七九	〇・二	一、〇〇六、四一二
合計	一〇、九四七、四三三	一〇〇・〇	一、二四八、八八六	一〇〇・〇	三、〇〇一、四五三

ア 流動資産

当年度末の流動資産は、前年度末の一〇〇億二、九八三万四千円に比べ一九億一、一二四万九千円増加し、一一九億四、一〇八万三千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和四十三年度末	昭和四十四年度末	増 減
現金 預 金	三、四七、九六八	二、八四、二六五	二五六、三七
受 信 料 未 収 金	四八二、一三六	六六一、九四八	一七九、八二
有 価 証 券	五、八〇三、二八五	七、二四四、九七〇	一、四四一、六八五
貯 蔵 品	一三〇、五九五	一三、〇九	九、五六六
前 払 費 用	七、二二八	一〇、三三九	三、一一一
その他の流動資産	九八、七三三	一、〇〇七、四九一	一八、七五〇
合 計	一〇、〇九、八三四	一、九四一、〇八三	一、九二、二四九

注一 現金 預 金

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
現 金	三六、八四〇	小口現金を含む
銀 行 預 金	二、七二、六三〇	
郵 便 振 替	五、八一五	
合 計	二、八〇四、二八五	

注二 受信料未収金

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
受信料未収金	一、三九、四六八	当年度末の受信料未収額
未収受信料欠損引当金	七六、六〇〇	翌年度における収納不能見越額
合 計	六六、九四八	

注三 有 価 証 券

(単位 千円)

区 分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘 要
電 信 電 話 債 券	九〇、二六〇	八九四、〇三八	八九四、〇三八	
金 融 債	六、四六〇、〇〇〇	六、三三〇、九四三	六、三三〇、九四三	興業債券ほか
合 計	七、三六〇、二六〇	七、二四四、九七〇	七、二四四、九七〇	

注四 貯 蔵 品

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
受信改善業務用物品	二、七〇五	受信障害防止器
貯 蔵 品	二八、三三四	
フ イ ル ム	九、四九九	
放送記念品	一三、二七六	
事務用品ほか	五、五八九	
合 計	一三、〇九	

注五 前 払 費 用

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
長期借入金利息	八五、八六四	
その他の前払費用	二五、四九五	外国雑誌購読料ほか
合 計	一〇、三五九	

注六 その他の流動資産

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
未 収 金	一四、三三七	放送債券償還積立金利息ほか

昭和四十七年三月二十四日 参議院会議録第八号 日本放送協会昭和四十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

一三四

差入保証金	八四、六六九	建物貸借保証金ほか
保管有価証券	一、八八〇	集金委託保証預り有価証券
自動車損害賠償支払準備金	一九、〇〇〇	電信電話債券
仮払金	六六六	諸立替払金
合計	一、〇〇七、四九三	

イ 固定資産

(単位 千円)

区分	前年度末	当年度増加額	当年度減少額	当年度末	減価償却額	差引当年度末残高
有形固定資産	一五四、五九八、八〇一	一四、八〇一、五七五	三、四四八、九四四	一六七、八三三、五六一	七、〇三三、一六〇	九六、八〇〇、三四一
建物	五三、四三三、六八八	一、二六三、三八八	一五、八四三	五四、六三三、一三三	一三、八三三、九七九	四〇、七九九、一五四
構築物	三三、四三三、三三三	二、四四九、〇五五	四八、九三三	三四、七九二、四五五	六、〇五五、四八七	八、六三七、九六八
機械	七五、七〇〇、七六六	二、二〇六、七三三	三、〇三三、二六八	七四、八七三、二三〇	五、七六六、四三六	三三、一〇七、七九四
器具什器	五五、〇六七	二、四二二	二、九六二	五四、五二七	四、五二六、二六九	一三、一四八
土地	三三、一五五、七四〇	四四四、〇七五	三、九三三	三三、五八六、八八二	—	二二、五八五、八九二
建設仮勘定	二八、〇〇四	五三八、七七八	二五、〇五九	五四、〇二三	—	五四、〇二三
無形固定資産	四〇〇、四九三	一三八、八六九	八、五八一	五八〇、七六二	五四、一四八	五二六、六一四
合計	一五四、九八〇、四六二	二五、九四一、四四六	二、四四八、九四四	一七八、四六四、三六二	七、二七三、〇八八	九六、三三三、二七四

注一 当年度増加額のうち、建設計画の実施にともなう増加は、一五億六千五百、四一九万八千円であり、これは総合、教育両テレビジョン局の建設、放送設備の整備および宿舍の整備等を実施したためである。

注二 当年度末の建設仮勘定は、テレビジョン中継放送所等未完成のものである。

ウ 特定資産

放送法第四二条第三項に基づき放送債券償還のために積み立てた資産であり、その増減状況は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	昭和四十三年度末	昭和四十四年度末
放送債券償還積立資産	五、五八、三〇〇	一、〇四、二〇〇
増	—	三、一五、九〇〇
減	—	—
年度末	—	四、〇六、七〇〇

エ 繰延勘定

翌年度以降にわたり費用となるもので、前年度末の一億四、三六八万七千円に比べ、九六〇万八千円減少し、一億二、四〇七万九千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	昭和四十三年度末	昭和四十四年度末	増減
前払費用	三、七九〇	三、四九三	△
放送債券発行差金	一〇、五七五	八、五八六	△
合計	一四、三六五	一二、〇七九	△

(2) 負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末の三五億一、六九六万四千円に比べ一億五、五〇〇万二千円増加し、三七億一、一九六万六千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	昭和四十三年度末	昭和四十四年度末	増減
流動負債	六、三九一、六四四	七、八九六、六六六	一、五〇五、〇二二
固定負債	二九、四九七、八〇〇	二九、五六一、〇〇〇	八、二〇〇
合計	三五、八八八、四四四	三七、四四七、六六六	一、五五九、二二二

ア 流動負債

当年度末の流動負債は、前年度末の六億三、九一六万四千円に比べ一億五、〇八〇万二千円増加し、七億八、九六六万六千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	昭和四十三年度末	昭和四十四年度末	増減
未払金	一、一七三、四四一	六、五八八、〇〇〇	△
受借料前受金	四、七三三、〇五三	六、五三七、七三七	一、七四五、六七四
その他の流動負債	三、七四四、〇〇〇	三、八六六、三三九	一一二、三三九
合計	九、六五〇、四九四	一七、〇三二、一〇九	一、五八一、六一五

注一 未払金

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
放送債券利息	一七四、三六八	
回線専用料ほか諸経費	五五三、六二七	
その他の	一七、四七五	
合 計	九〇五、四七〇	

注二 受信料前受金

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
受信料前受金	六、五七、七五七	翌年度分受信料の収納額

注三 その他の流動負債

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
前受収益	一、九九九	部外技術協力料
預り金	六九、八三三	集金委託保証金はか
預り有価証券	一、八八〇	集金委託保証有価証券
自動車損害賠償支払準備金	三六、〇三五	自動車損害賠償保障法による積立金
仮受金	二七四、八四三	源泉徴収所得税ほか
合 計	三八六、三五九	

イ 固定負債

当年度末の固定負債は、前年度末の二九四億九、七八〇万円に比べ八、四二〇万円増加し、二九五億八、二〇〇万円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和四十三年度末	昭和四十四年度末	増 減
放送債券	一九、三三七、〇〇〇	一九、四六一、〇〇〇	△ 一、一五、八〇〇

注 放送債券および長期借入金

(単位 千円)

合 計	昭和四十三年度末	昭和四十四年度末
長期借入金	六、七〇〇、〇〇〇	八、八六〇、〇〇〇
退職手当引当金	三、五〇〇、〇〇〇	三、九〇〇、〇〇〇
合 計	一〇、二〇〇、〇〇〇	一二、七六〇、〇〇〇

(3) 資本の部

当年度末の資本の部の総額は、前年度末の七三六億五、九四五万一千円に比べ一四億七四七万九千円増加し、七五〇億六、六九三万一千円となり、その内容は次のとおりである。

ア 資 本 七〇〇億円
(前年度末六七〇億円に、積立金のうちすでに固定資産化したものに相当する額三〇億円を組み入れたものである。)

イ 積 立 金 三〇億円
旧社団法人日本放送協会から承継した純資産 一億六、三三七万五千円

ウ 固定資産の再評価益を資本に組み入れた額 三〇億八、八五七万七千円

エ 積立金から組み入れた固定資産充当金の累積額 六六七億四、八〇四万八千円

イ 前年度末残高四七億七、〇〇一万八千円に当年度繰入高(昭和四十三年当期末資産充当金および当期剰余金)一八億八、九四三万三千円、固定資産売却益等積立金の増加高九、八〇四万七千円を加え、他方、固定資産の売却損等積立金の減少高三億一、六一九万三千円を差し引き、資本に三〇億円を組み入れた結果である。

ウ 当期資産充当金 一三億一、二二六万三千円

エ 当期剰余金 三億一、三三六万二千円

三 損益計算書

事業収入八四七億九、九五五万八千円に対し、事業支出は八三一億七、三九三万三千円、資本支出充一三億一、二二六万三千円(貸借対照表の当期資産充当金に相当する)であり、差し引き当期剰余金は三億一、三三六万二千円である。

なお、前年度決算額の事業収入七九一億五、四三五万四千円、事業支出七二億六、四九二万一

三六

(1) 事業収入

(単位 千円)

了
受
信
料

(單位 千件)

これによる受信料収入額は、前年度の七七七億四、五四四万二千円に比べ五六億八、三三四万九千円増加し、八三四億二、八五九万一千円となり、その内容は次表のとおりである。

前記事業収入をもつて、当年度の事業計画を積極的に推進し、その結果は次表のとおりである。

(単位 千円)

前年度の一億四、九四四万円に比べ四、一四五万円増加し、一億九、〇八九万円となり、その内容は次表のとおりである。

(單位 千円)

前年度の二億五、九四七万二千円に比べ七、九三九万五千円減少し、一一億八、〇〇七万七千円となり、その内容は次表のとおりである。

(單位 千円)

昭和四十七年三月二十四日 参議院會議録第八号 日本放送協会昭和四十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

一三七

注一 国内放送費

区 分	昭和四十三年度	昭和四十四年度	増 減
番 組 費	一五、一七三、四九八	一五、七〇〇、六四九	五二七、一五二
技 術 運 用 費	四、五六一、二三五	四、九三九、三五八	三七八、一二三
通 信 施 設 費	四、三六六、四六四	四、三八一、一〇五	一四、六三九
合 計	二四、〇五一、一九七	二五、〇二一、一〇〇	九六九、九〇三

(単位 千円)

注二 給 与

区 分	昭和四十三年度	昭和四十四年度	増 減
給 料 手 当	一〇、〇四七、〇三三	三三、八四〇、〇九七	二二、七九三、〇六四
勞 務 費	四六三、二五九	四八〇、三六六	一七、一〇七
合 計	一〇、五一〇、二九二	三三、三二〇、四六三	二二、八〇〇、一七一

(単位 千円)

(単位 千円)

区 分	昭和四十三年度	昭和四十四年度	増 減
給 与	二〇、五二〇、二七三	三三、三二〇、四六三	二二、八〇〇、一九〇
国 内 放 送 費	二四、〇五一、一九七	二五、〇二一、一〇〇	九六九、九〇三
業 務 費	七二、四〇〇	七九、九六八	八、五七七
管 理 費	六、六七三、一九二	七、一八二、三八八	五〇九、一九七
調 査 研 究 費	九、五五七、七五七	一〇、〇八四、六九九	五二六、九四二
減 価 償 却 費	一、四八六、七六六	一、六二七、四三三	一四〇、六六七
関 連 経 費	二、四八八、七九八	二、七五九、六六六	二七〇、八六八
合 計	七七、二六四、九二二	八三、一七三、九三三	五、九〇九、〇一一

注三 管 理 費

区 分	昭和四十三年度	昭和四十四年度	増 減
一 般 管 理 費	一、二六二、七三三	一、三三二、六八八	△
施 設 管 理 費	二、三三〇、一〇七	二、六三六、三三三	△
厚 生 保 健 費	三、六八〇、〇九八	三、〇三〇、五五〇	△
退 職 手 当 そ の 他	三、二八五、八二〇	三、一五九、二五八	△
合 計	九、五五七、七五七	一〇、〇八四、六九九	五二六、九四二

(単位 千円)

注四 減 価 償 却 費

区 分	取得 価 額	当 年 度 償 却 費	償 却 額 累 計	現 在 価 額
有 形 固 定 資 産	一六七、八六三、五五二	二、三五四、五九三	七二、〇七五、一六〇	九五、八〇〇、四四二
機 械 物 資	五五、六〇〇、〇〇四	二、一五五、六四六	一三、八三三、九七六	四一、七六六、〇二八
機 械 物 資	一四、七九一、六五五	八二二、〇三三	六〇、九五五、四九七	八、六九六、一五八
土 地 建 設 仮 勘 定 資 産	八四、八三三、八四二	九、六二二、七七七	五二、七二六、四三六	三二、一〇七、四〇六
器 具 什 器	五五九、四一七	三六、一五七	四三三、二六九	一二、五五五、八八九
無 形 固 定 資 産	一、二、五五五、八八九	五四一、六七三	五四一、六七三	五四一、六七三
合 計	一六八、四六四、三三三	二二、七五九、六三六	七三、一七五、三〇八	九六、三三三、〇二四

注五 関 連 経 費

区 分	昭和四十三年度	昭和四十四年度	増 減
未 収 受 信 料 欠 損 償 却 放 送 債 券 発 行 差 金 償 却 支 払 利 息 等	五五八、六〇〇 四七、〇九七 一、八五〇、〇三三	七三六、六〇〇 五二、〇二四 一、六七九、六三三	一七八、〇〇〇 四、九二七 △
合 計	二、四四五、七二九	二、四六八、二四六	二二、五二七

(単位 千円)

昭和四十七年三月二十四日 参議院會議録第八号 日本放送協会昭和四十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに關する説明書

三八

当年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

收入支出決算表

昭和四十四年度

[illegible]

[illegible]

〔杉山善太郎君登壇、拍手〕

○杉山善太郎君　ただいま議題となりました案件は、放送法第四十条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て内閣より提出された日本放送協会の昭和四十四年度の決算についてであります。

その概要を申し上げますと、日本放送協会の昭和四十四年度末における資産総額は一千二百四十四億七千九百万円、負債総額は三百七十四億二千二百万円となっております。

また損益では、昭和四十四年度の事業収入八百四十七億九千九百万円に對し、事業支出は八百三十一億七千四百万円、資本支出充當十三億一千二百万円でありまして、差し引き当期剰余金は三億一千三百万円となっております。

なお、本件には、会計検査院の「記述すべき意見はない」旨の検査結果が付されております。

通信委員会におきましては、郵政省、会計検査院並びに日本放送協会当局に対し質疑を行ない、慎重審議の結果、本件については全会一致をもってこれを是認すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野謙三君）これより採決をいたします。本件は、委員長報告のとおり是認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔贊成者起立〕

○議長（河野謙三君） 総員起立と認めます。よつ

で、本件は全会一致をもって委員長報告のとおり
承認することに決しました。

本日はこれにて散会いたします。
午前十時十七分散会

出席者は左のとおり。

議員

野末	和彦君	山田	勇君	米田	正文君	津島	文治君	田	英夫君	今泉	正二君
内田	善利君	藤原	房雄君	丸茂	重貞君	平島	敏夫君	嶋崎	均君	稻嶺	一郎君
栗林	卓司君	藤井	恒男君	江藤	智君	鍋島	直紹君	世耕	政隆君	初村	瀧一郎君
青島	幸男君	中尾	辰義君	新谷	寅三郎君	植竹	春彦君	星野	重次君	竹田	現照君
木島	則夫君	柴田	利右エ門君	杉原	荒太君	松平	勇雄君	戸田	菊雄君	前川	旦君
中村	登美君	上林	繁次郎君	郡	祐一君	古池	信三君	山本	茂一郎君	山内	一郎君
矢追	秀彦君	三木	忠雄君	細川	護熙君	岩動	道行君	柳田	桃太郎君	宮崎	正雄君
阿部	憲一君	久次	米健太郎君	上田	稔君	佐藤	隆君	松井	誠君	野々	山二三君
峯山	昭範君	田代	富士男君	中山	太郎君	川野	辺 靜君	梶木	又三君	楠	正俊君
柏原	ヤス君	田渕	哲也君	河本	嘉久藏君	長屋	茂君	西村	尚治君	西村	関一君
中沢	伊登子君	川上	為治君	岩本	政一君	山本	敏三郎君	伊藤	五郎君	阿具	根 登君
熊谷	太三郎君	沢田	実君	増田	盛君	鈴木	省吾君	高田	浩運君	瀬谷	英行君
渋谷	邦彦君	宮崎	正義君	渡辺	一太郎君	山崎	竜男君	寺本	広作君	園田	清充君
温水	三郎君	二宮	文造君	中津井	真君	久保田	藤磨君	津島	文治君	平島	敏夫君
多田	省吾君	村尾	重雄君	久保田	藤磨君	津島	文治君	平島	敏夫君	鍋島	直紹君
小山	邦太郎君	原	文兵衛君	久保田	藤磨君	津島	文治君	平島	敏夫君	鍋島	直紹君

羽生 三七君 藤原 道子君
鈴木 強君 片岡 勝治君
辻 一彦君 佐々木静子君
須原 昭二君 加藤 進君
水口 宏三君 小谷 守君
神沢 浄君 宮之原貞光君
小笠原貞子君 杉原 一雄君
竹田 四郎君 安永 英雄君
和田 静夫君 塚田 大願君
田中寿美子君 大橋 和孝君
川村 清一君 鈴木 力君
森 勝治君 星野 力君
小林 武君 矢山 有作君
西ヶ久保重光君 渡辺 武君
須藤 五郎君 占部 秀男君
横川 正市君 戸叶 武君
河田 賢治君 岩間 正男君
加瀬 完君 吉田忠三郎君
小野 明君 田中 一君
足鹿 覺君 成瀬 暢治君
秋山 長造君 野坂 参三君
春日 正一君

國務大臣

外務大臣 福田 赳夫君
大蔵大臣 水田三喜男君
郵政大臣 廣瀬 正雄君
自治大臣 渡海元三郎君
國務大臣 中村 寅太君

議長の報告事項

去る十五日沖繩及び北方問題に関する特別委員会において当選し理事は左記の通りである。

理事 川村 清一君(松井誠君の補欠)
理事 戸叶 武君(森中守義君の補欠)
理事 藤原 房雄君(矢追秀彦君の補欠)
理事 星野 力君(岩間正男君の補欠)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

熱供給事業法案

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

地方税法の一部を改正する法律案

航空機燃料譲与税法案

昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律案
同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

地方行政委員会に付託

所得税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

相続税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

沖繩国際海洋博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

商工委員会に付託

特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律案

公害対策及び環境保全特別委員会に付託

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律

同日本院は、首都圏整備審議会委員本院議員中村喜四郎君が昭和四十六年十二月二十一日逝去した

ので同審議会委員の補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員 安井 謙君

同日本院は、人事官に佐藤達夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

去る十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員

社会労働委員

農林水産委員

通信委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員

社会労働委員

農林水産委員

通信委員

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

外務公務員法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

たばこ耕作組合法の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

地方税法の一部を改正する法律案(華山親義君外五名提出)

同日委員長から左の報告書が提出された。

準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

日本放送協会昭和四十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書議決報告書

同日人事院総裁から、国家公務員法第百三条第九項の規定に基づく昭和四十六年の営利企業への就職の承認に関する年次報告書を受領した。

同日人事院総裁から、国家公務員法第二十三条の規定に基づく国家公務員災害補償法等の改正に関する意見を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第六十八回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

人事院総裁

同日内閣総理大臣から議長宛、人事院総裁佐藤達夫君(同日議長承認)を第六十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

農林水産委員

通信委員

農林水産委員

通信委員

農林水産委員

通信委員

農林水産委員

通信委員

農林水産委員

通信委員

農林水産委員

通信委員

農林水産委員

通信委員

農林水産委員

通信委員

農林水産委員

通信委員

農林水産委員

通信委員

農林水産委員

通信委員

農林水産委員

通信委員

農林水産委員

通信委員

農林水産委員

通信委員

農林水産委員

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

警備案法案
出入国法案

学校教育法の一部を改正する法律案

去る十八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員
社会労働委員

藤原 道子君
矢山 有作君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員
社会労働委員

矢山 有作君
藤原 道子君

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(川村継義君外五名提出)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(川村継義君外五名提出)

去る二十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員
法務委員

岩間 正男君
野坂 参三君

運輸委員
通信委員

森中 守義君
野上 元君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員
法務委員
運輸委員
通信委員

野坂 参三君
岩間 正男君
野上 元君
森中 守義君

同日文教委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 宮之原貞光君(鈴木力君の補欠)

同日内閣から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

地方税法の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託
法務委員会に付託

航空機燃料税法
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

内閣委員会に付託
身体障害者福祉法の一部を改正する法律案

社会労働委員会に付託
割賦販売法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

国家行政組織法の一部を改正する法律案
廃棄物処理施設整備緊急措置法案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

地方税法の一部を改正する法律案(大石入治君外四名提出)

同日委員長から左の報告書が提出された。

国際民間航空条約の改正に関する千九百六十二年九月十五日にローマで署名された議定書の締結について承認を求めるの件議決報告書

国際民間航空条約の改正に関する千九百七十一年三月十二日にニュー・ヨークで署名された議定書の締結について承認を求めるの件議決報告書

国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百七十一年七月七日にウィーンで署名された議定書の締結について承認を求めるの件議決報告書

一昨二十一日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

科学技術振興対策特別委員 向井 長年君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員 中村 利次君
同日議長から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

最低賃金法案(小平芳平君外一名発議)
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを運輸委員会に付託した。

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案
航空法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案
新都市基盤整備法案

昨二十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

農林水産委員
運輸委員

堀田 啓典君
野上 元君

通信委員

森中 守義君
山田 徹一君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

農林水産委員
運輸委員
通信委員

山田 徹一君
森中 守義君
野上 元君
堀田 啓典君

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

最低賃金法案(小平芳平君外一名発議)
同日委員長から左の報告書が提出された。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件議決報告書

地方行政連絡会議法等の一部を改正する法律案
可決報告書

警察法の一部を改正する法律案可決報告書

〔第五号参照〕
審査報告書

昭和四十六年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年二月二十八日
大蔵委員長 前田佳都男
参議院議長 河野 謙三殿

要領書
一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和四十六年度に政府から交付される米生産調整奨励補助金等について、個人

昭和四十七年三月二十四日 参議院會議録第八号

についてはこれを一時所得として取り扱い、法人については圧縮記憶の特例を認めることにより、それぞれその負担を軽減しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う租税の減収見込額は、昭和四十六年度約五億円である。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 五十円
(配達料共)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(大代)